

長浜市告示第167号

長浜市重症心身しょうがい者医療型短期入所等利用支援事業実施要綱（令和3年長浜市告示第109号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この要綱は、医療的ケアを必要とする重症心身しょうがいのある者及び児童のうち在宅で生活するもの（以下「しょうがい者等」という。）が医療型短期入所又はレスパイト入院（以下「医療型短期入所等」という。）を利用する場合において、医療型短期入所等を提供する医療機関又は施設（以下「医療機関等」という。）への当該しょうがい者等の移送の安全確保並びに介護者の身体的及び精神的負担の軽減を図ることによって、しょうがい者等及び介護者の在宅生活の安定並びに住み慣れた地域での生活を継続させることを目的とする。

第3条各号列記以外の部分を次のように改める。

事業の内容は、次の各号に掲げる医療機関等へのしょうがい者等の移送及び移送に使用する車両への医療的ケアを行う看護師の同乗とする。

第3条第3号を次のように改める。

(3) 滋賀県立総合病院

第3条第6号中「前5号」を「前各号」に、「医療機関」を「医療機関等」に改める。

第4条中「要件」の次に「の全て」を加え、同条第2号中「する者」の次に「（療育手帳A2以上かつ身体障害者手帳2級以上を所持していないが、これに相当するしょうがいがあると福祉事務所長が認める者を含む。）」を加える。

別表中

「

介助料	看護師 3, 300円/時間 介護職 2, 200円/時間 救急救命士 2, 750円/時間
有料道路通行料	移送に係る高速道路使用料（ただし、第10条第4項に規定する利用者の実費相当額を除く。）

」

を
「

介助料	看護師 4, 400円/時間
-----	----------------

	介護職 3,300円/時間 救急救命士 3,850円/時間
有料道路通行料	移送に係る有料道路使用料（ただし、第10条第4項に規定する利用者の実費相当額を除く。）

」

に改める。

様式第 1 号及び様式第 2 号を次のように改める。

重症心身しょうがい者医療型短期入所等利用支援事業支給申請書

年 月 日

長浜市福祉事務所長 あて

申請者 住所
氏名
連絡先（ ）
続柄（ ）
自署の場合は、押印不要です。

長浜市重症心身しょうがい者医療型短期入所等利用支援事業を利用したいので、長浜市重症心身しょうがい者医療型短期入所等利用支援事業実施要綱第6条の規定により申請します。

なお、世帯の所得情報を地方税法に基づく課税台帳等により確認されることを承諾します。

利用者（児）	氏名	
	住所	
	生年月日	
予定移動先	(1) びわこ学園医療福祉センター野洲 (2) びわこ学園医療福祉センター草津 (3) 滋賀県立総合病院 (4) 国立病院機構敦賀医療センター (5) 国立病院機構紫香楽病院 (6) その他（ ）	
移送中に必要な医療的ケア	喀痰吸引 ・ 吸入 ・ 酸素管理 その他（ ）	
利用補装具・医療機器等	吸引器・吸入器・パルスオキシメーター・人工呼吸器・ 気管カニューレ・車イス・座位保持装置 その他（ ）	
利用の際の希望等	（酸素、ストレッチャーの利用が必要な場合記入してください。）	

重症心身しょうがい者医療型短期入所等利用支援事業支給決定（却下）通知書

年 月 日

様

長浜市福祉事務所長

年 月 日付けで申請のありました長浜市重症心身しょうがい者医療型短期入所等利用支援事業の利用について、下記のとおり決定（却下）しましたので通知します。

記

1 利用を決定します。

利用者（児）	氏 名	
	生年月日	
利用決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
自己負担	有 ・ 無	

2 申請を却下します。

却下理由（ ）

問合せ先

長浜市

電話番号

F A X

様式第 4 号を次のように改める。

重症心身しょうがい者医療型短期入所等利用支援事業利用廃止（取消）決定通知書

年 月 日

様

長浜市福祉事務所長

年 月 日付けで申請のありました長浜市重症心身しょうがい者医療型短期入所等利用支援事業の利用について、下記のとおり廃止（取消）しましたので通知します。

記

利用を廃止（取消）します。

利用者（児）	氏 名	
	生年月日	
廃止（取消） 年月日	年 月 日	
廃止（取消） 理由		

問合せ先

長浜市

電話番号

F A X

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。